

第4次上野原市行政改革大綱

令和5年度～令和9年度



— 目 次 —

第1章 上野原市の現状	1
1 市の人口	1
(1) 人口と世帯数	1
(2) 人口動態	2
(3) 年齢別(3階層)人口	3
(4) 将来人口・世帯数	4
2 市の財政	5
(1) 歳入の状況	5
(2) 歳出の状況	7
(3) 基金残高	8
(4) 地方債残高	10
(5) 財政指標	10
3 市の職員数	12
4 市の公共施設	13
第2章 改革の必要性	14
1 これまでの取り組み	14
2 更なる改革の必要性	15
第3章 改革の基本方針等	15
1 行政改革の基本方針	15
2 行政改革の基本目標と推進項目	16
3 行政改革大綱の体系図	17
第4章 行政改革の推進体制	17
1 行政改革大綱の位置付け	17
2 実施計画	17
3 推進期間	17
4 推進体制	18

第1章 上野原市の現状

1 市の人口

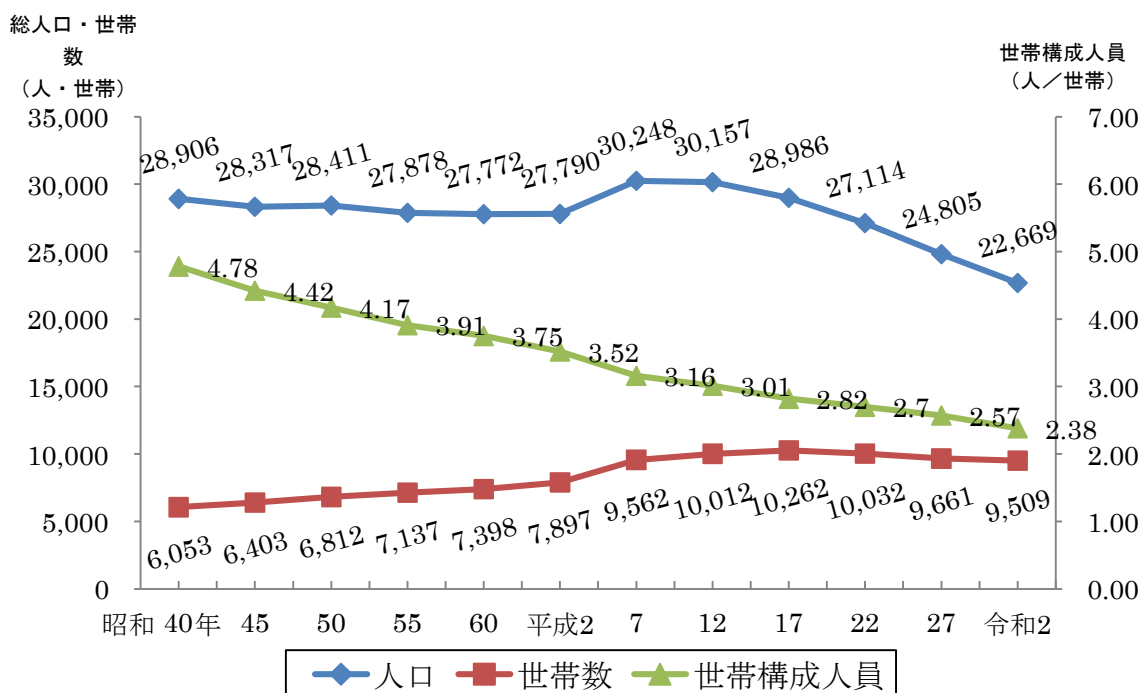
(1) 人口と世帯数

国勢調査によると、本市の人口は、平成2年から平成7年にかけて大きく増加しましたが、その後減少に転じ、令和2年の総人口は22,669人となっています。

一方、世帯数は、平成17年まで一貫して増加を続けていましたが、平成22年には減少に転じ、令和2年には9,509世帯となっています。

また、一世帯あたりの構成人員は、年々減少を続け、平成17年以降は3人を割り込み、令和2年には2.38人/世帯となっています。

■ 総人口及び世帯数の推移



資料：国勢調査

(2) 人口動態

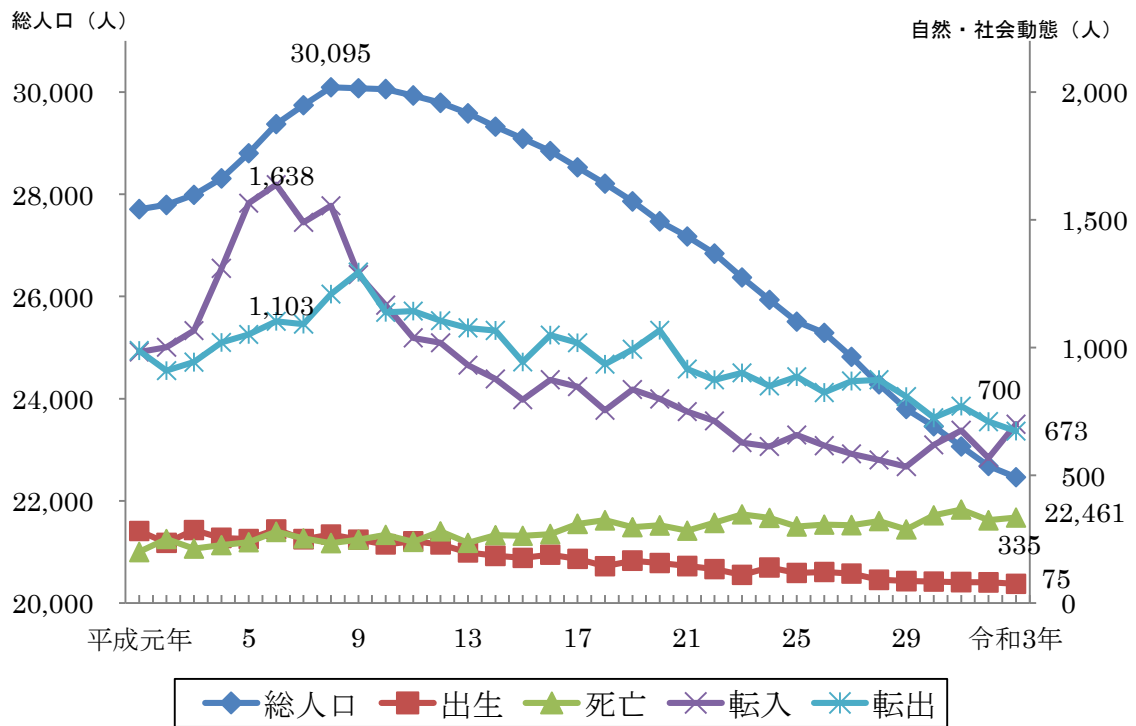
本市の人口動態(*1)をみると、帝京科学大学(旧・西東京科学大学)の開学やニュータウン(コモアしおつ)の分譲が始まった平成2~3年頃から転入者が転出者を大きく上回るようになり、平成6年には500人を超える人口の増加がありました。

しかし、平成11年頃には転出者が転入者を上回るようになり、さらに出生数が減少してきたことから、平成8年頃にピークを迎えて以降、人口が急速に減少しています。

(*1)人口動態

一定期間における人口の変動の状態。出生・死亡にともなう人口の変動(自然動態)や転入・転出にともなう人口の変動(社会動態)などがその要因。

■ 人口動態



資料：【総人口】住民基本台帳人口集計総人口(9月30日現在)
 【自然動態(出生・死亡)】人口動態統計(1月1日~12月31日集計)
 【社会動態(転入・転出)】山梨県常住人口調査結果報告(前年10月1日~9月30日集計)

(3) 年齢別（3階層）人口

国勢調査によると、本市の令和2年の年齢別（3階層）人口は、15歳未満の年少人口が1,834人（総人口の8.2%）、15～64歳の生産年齢人口が12,395人（同55.1%）、65歳以上の老年人口が8,254人（同36.7%）、となっています。

平成27年と比べると、年少人口で1.2ポイント、生産年齢人口で3.8ポイント構成比が下降し、老年人口が5.1ポイント上昇するという状況となっていて、少子高齢化が急速に進行しています。

■ 年齢別（3階層）人口の推移

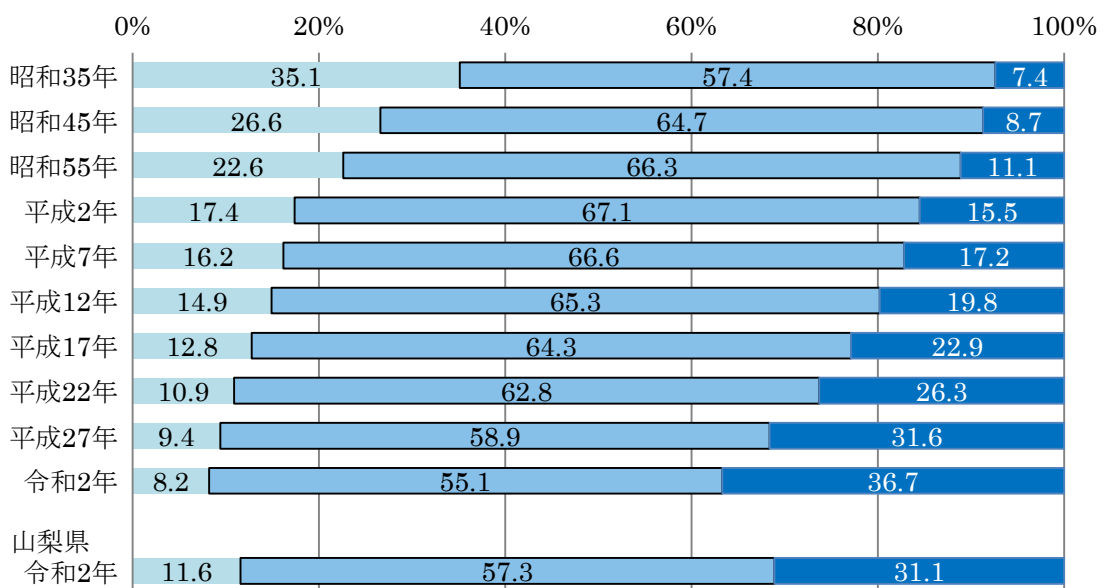
(人・%)

調査年	総人口	15歳未満(年少人口)		15～64歳(生産年齢人口)		65歳以上(老年人口)	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
平成2年	27,790	4,837	17.4	18,638	67.1	4,315	15.5
平成7年	30,248	4,902	16.2	20,140	66.6	5,206	17.2
平成12年	30,157	4,496	14.9	19,689	65.3	5,968	19.8
平成17年	28,986	3,717	12.8	18,631	64.3	6,638	22.9
平成22年	27,114	2,968	10.9	17,017	62.8	7,118	26.3
平成27年	24,805	2,331	9.4	14,592	58.9	7,833	31.6
令和2年	22,669	1,834	8.2	12,395	55.1	8,254	36.7
参考：山梨県							
令和2年	809,974	91,629	11.6	453,633	57.3	245,884	31.1

※平成12年、平成22年、平成27年及び令和2年の総人口は年齢不詳を含みます。

資料：国勢調査

■ 年齢別（3階層）人口の構成比の推移



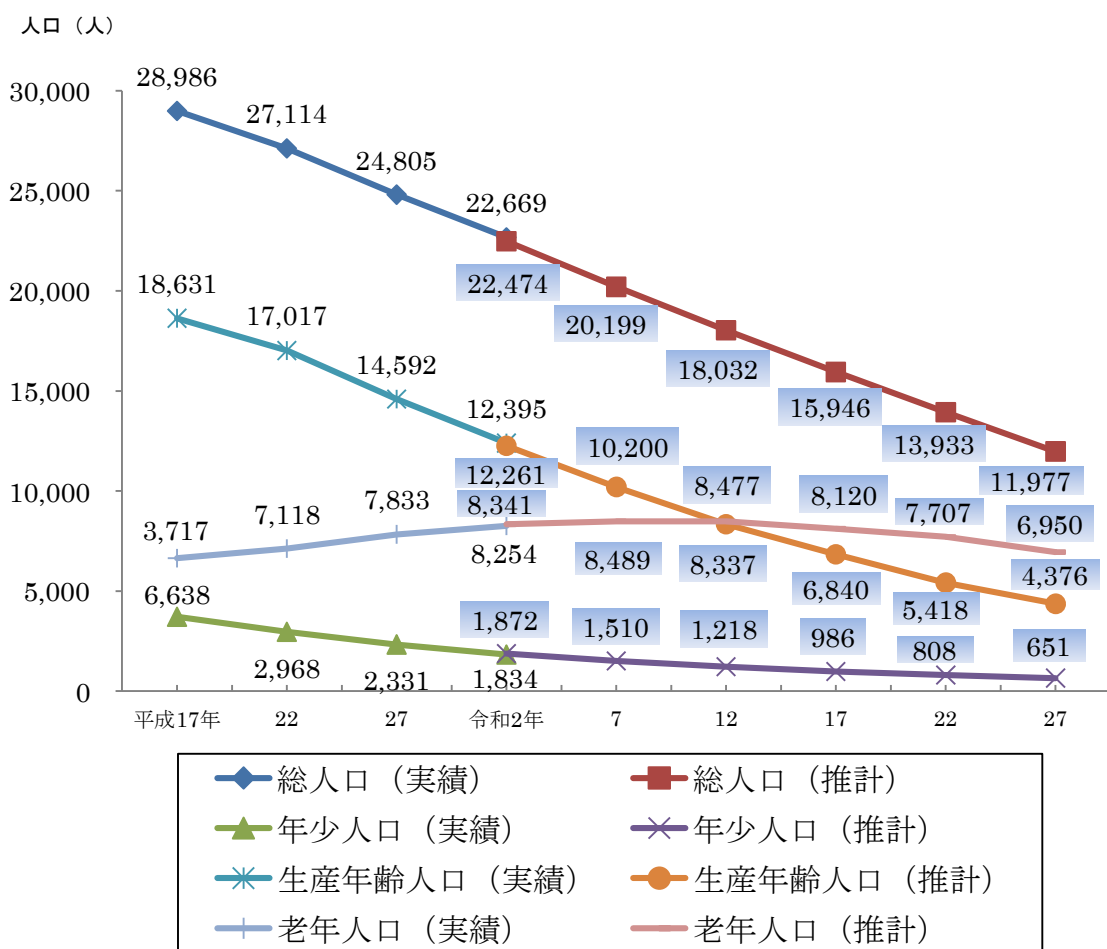
■ 15歳未満（年少人口） ■ 15～64歳（生産年齢人口） ■ 65歳以上（老年人口）

資料：国勢調査

(4) 将来人口・世帯数

国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の市区町村別将来人口」(平成30年3月推計)によると、本市の人口は、令和7年に20,199人、令和12年に18,032人になると推計されています。また、令和12年の年齢別(3階層)人口は、年少人口が1,218人(総人口の6.8%)、生産年齢人口が8,337人(同46.2%)、高齢人口が8,477人(同47.0%)になり、高齢人口が生産年齢人口を上回ることが予測されています。さらに令和17年になると、高齢人口が総人口の半数を越える予測となっています。

■ 将来人口の見通し



資料：【実績】国勢調査
 【推計】国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」

2 市の財政

(1) 歳入の状況

本市の平成 29 年度から 5 年間の歳入の状況をみると、普通会計(*2)の歳入合計は平成 30 年度及び令和元年度で 110 億円前後と減少し、令和 2 年度には約 146 億円と大幅な上昇が見られます。これは、平成 29 年度には上野原駅南口の開発や総合福祉センターふじみの供用開始など、大規模プロジェクトが終了したこと、令和 2 年度には新型コロナウイルス感染症拡大防止施策に関連した国の支出金の増額が大きな要因となります。

本市の歳入は、人口の減少、景気の低迷及び少子高齢化などにより、市税などの自主財源(*3)が乏しく、地方交付税や国庫補助負担金、県補助金及び市債等の依存財源(*4)に頼っている状況です。いずれの年度においても、市税は歳入総額の 3 割を下回っています。

今後は、更なる人口減少や少子高齢化に伴い、市税の歳入確保はますます厳しくなっていくものと考えられます。

(*2) 普通会計

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっていること等により財政比較や統一的な掌握が困難なため、地方財政統計上統一に用いられる会計区分。本市では、一般会計、教育奨励資金特別会計を合わせたもの（平成 28 年度末現在）。

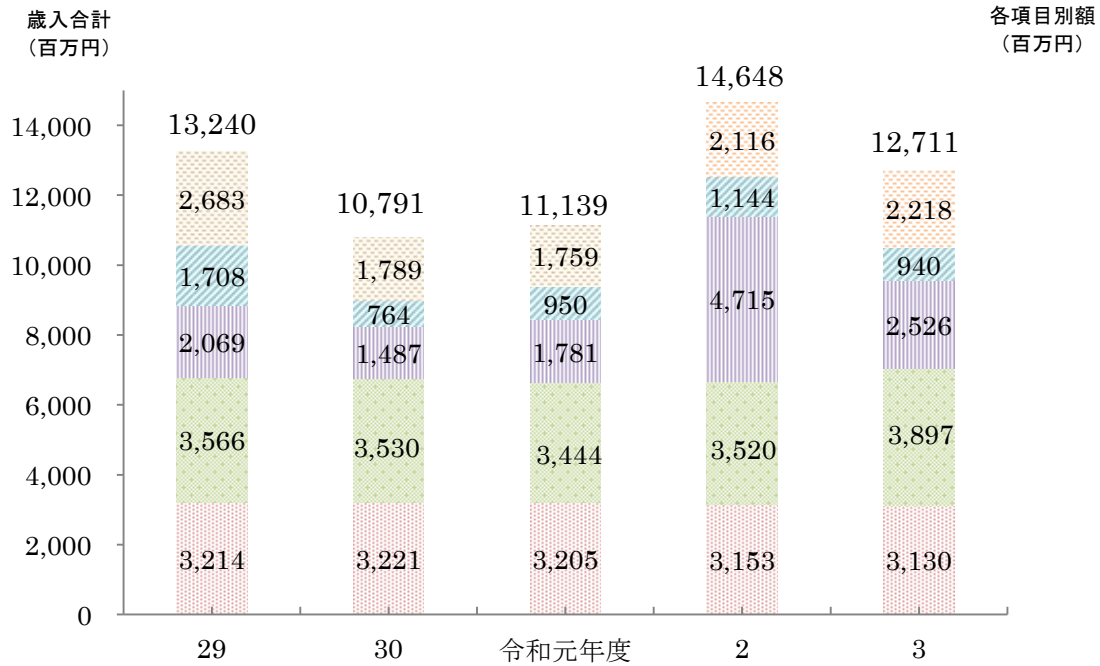
(*3) 自主財源

地方公共団体が自主的に収入しうる財源。地方税、使用料、手数料、繰越金、諸収入など。

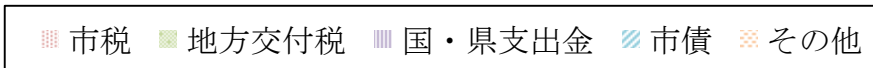
(*4) 依存財源

国・県の意思により、定められた額を交付されたり割り当てられたりして収入する財源。地方交付税、国・県支出金、地方譲与税、地方債など。

■ 歳入額の推移

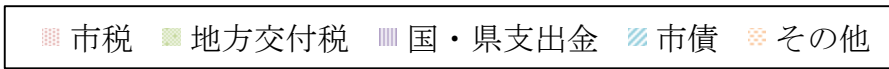
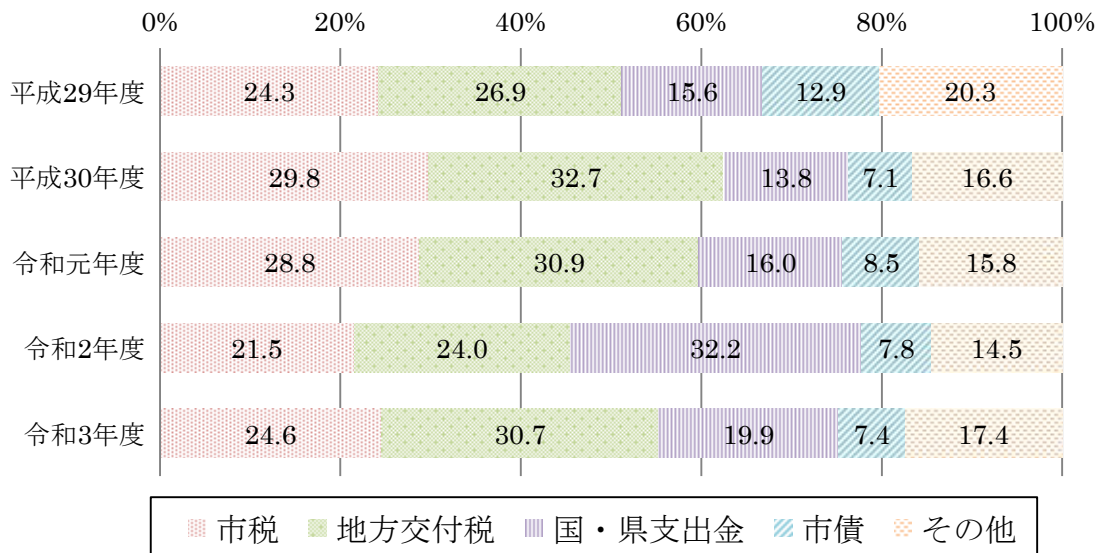


※その他：各種の交付金・使用料・手数料・分担金・負担金・繰入金・繰越金など



資料：地方財政状況調査（普通会計）

■ 歳入の構成比



資料：地方財政状況調査（普通会計）

(2) 歳出の状況

本市の歳出は、人件費、扶助費(*5)、公債費といった義務的経費の占める割合が大きく、令和3年度決算では43.9%となっています。この義務的経費は、任意に縮減できない性質の経費であり、割合が少ないほど財政に弾力性があると言えます。

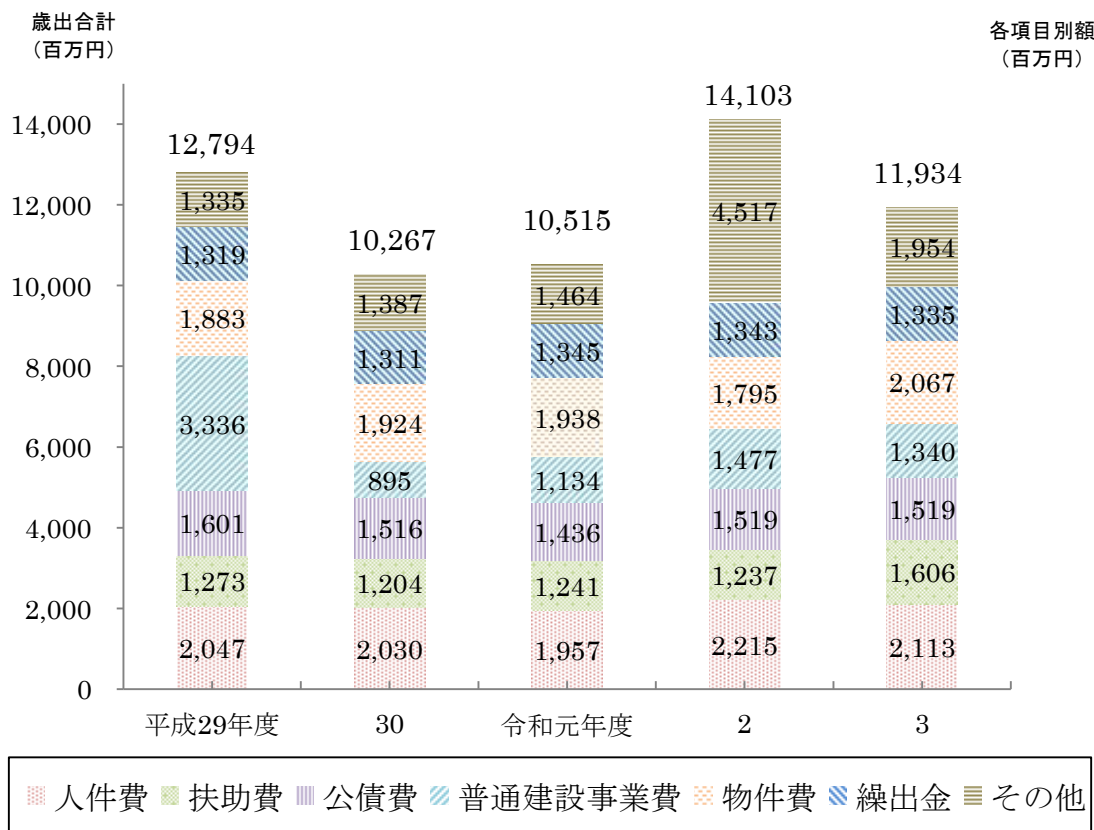
各年度を比較すると、歳入の状況と同様、平成29年度は上野原駅南口の開発や総合福祉センターふじみの整備に伴う普通建設事業費の歳出額が大きく、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の対策として、市民ひとり10万円の定額給付金の支給や各種新型コロナウイルス感染症対策事業を実施したことから、大幅な歳出額の増加が見られます。

また、少子高齢化の進行に伴って、特に後期高齢者医療事業や介護保険事業への繰出金が増加傾向にあることから、特別会計を含めた財政の縮減や健全化が必要となっています。

(*5) 扶助費

生活保護法に基づく生活扶助、教育扶助、医療扶助、住宅扶助等をはじめとして、児童福祉法や老人福祉法等の法律などに基づく経費、また、各地方公共団体が単独で行っている各種扶助の経費。

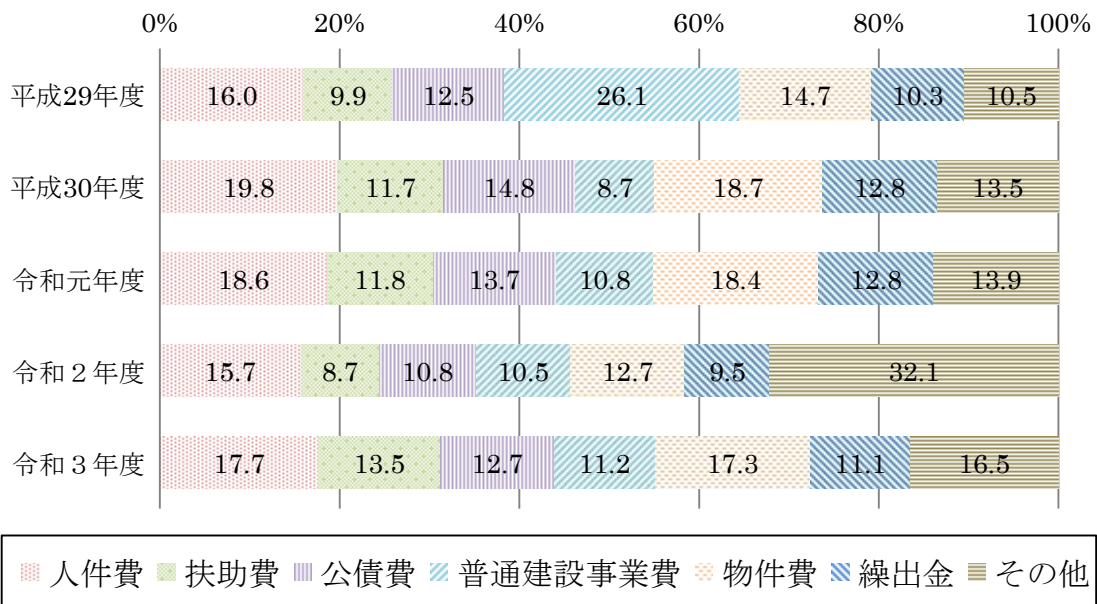
■ 歳出額の推移



※物件費：賃金・需用費・役務費・備品購入費・委託費など
 ※その他：補助費・積立金・投資及び出資金など

資料：地方財政状況調査（普通会計）

■歳出の構成比



資料：地方財政状況調査（普通会計）

（3）基金残高

本市の基金残高は、基金合計で見ると、令和3年度末では64億円となっています。

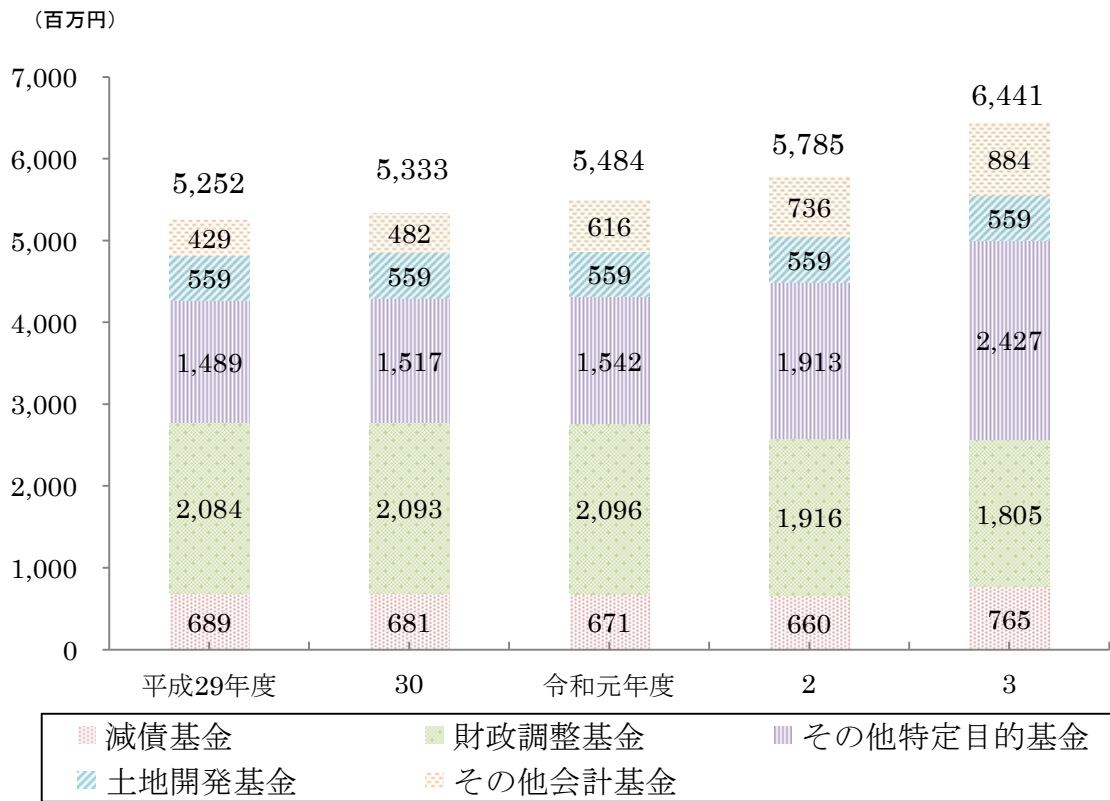
基金は、特定の目的のために、財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けられており、确实かつ効率的に運用し、計画的に活用していく必要があります。

基金残高については増加傾向にあるものの、人口減少や少子高齢化に伴う自主財源の減少に備えるためにも、財政調整基金(*6)などを計画的に積み増していく必要があります。

(*6) 財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために設けられる基金。

■ 基金残高（各年度末）



※その他特定目的基金：公共施設整備基金・地域福祉基金・地域振興基金など
 ※その他会計基金：介護保険給付準備基金・簡易水道基金など

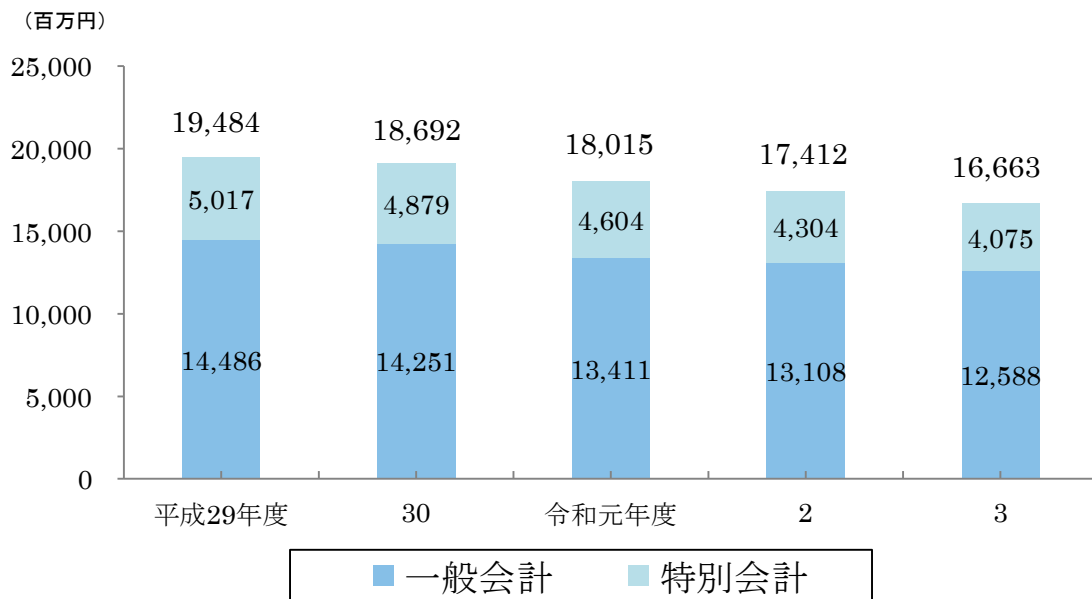
資料：歳入歳出決算書

(4) 地方債残高

本市の地方債残高は、合併特例事業等の実施にともなう地方債発行の影響により、平成17年度にはピークの約233億円となりましたが、繰上償還の実施や新規発行額を償還額内に極力抑える取り組みにより、令和3年度末においては約167億円となっています。

今後は、各種の財政指標の動向や将来の財政負担を勘案しながら、引き続き地方債の発行額を抑制していく必要があります。

■ 地方債残高（各年度末）



資料：地方財政状況調査

(5) 財政指標

各種の財政指標は、財政構造の弾力性などを判断する指標として使われています。

經常収支比率(*8)は、比率が高いほど財政に弾力性がなくなり、自主事業などに充てることができる財源が少なくなり、行政サービスの低下を招く恐れがあります。本市の令和3年度決算では83.3%となり、令和2年度より減少したものの、依然として高い状態であり、財政構造の弾力性の確保に向けた努力の必要があります。

実質公債費比率(*9)も、比率が高いほど財政が硬直化していることを示しますが、本市の令和3年度決算では11.2%となり、早期健全化基準(*10)の13.8%を下回っています。

将来負担比率(*11)は、今後市が負担しなければならない実質的な負債の大きさを示しますが、本市の令和3年度決算では38.3%となり、早期健全化基準の350%を下回っています。

財政力指数(*12)は、1を超えると普通交付税の不交付団体となります。また、1以下の団体にあつては、1に近いほど財源に余裕があると言えますが、本市の令和3年度決算では0.49と、前年度よりも0.01ポイント低下しています。

(*8) 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費等の経常的経費に、地方税、地方交付税（特別交付税を除く）等の経常的な収入がどの程度充当されているかにより、財政構造の弾力性を判断する指標。

(*9) 実質公債費比率

一般会計等が負担する公債費や公営企業会計への繰出金で公債費に相当する額の標準財政規模（地方公共団体の一般財源の標準規模）に対する割合の3ヵ年平均の比率。

(*10) 早期健全化基準

実質公債費比率などの指標が、この基準を上回ると、財政健全化計画を策定し、議会の議決を経るとともに外部監査の要求や住民への公表などが義務付けられます。また、早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣または知事から必要な勧告が行われます。

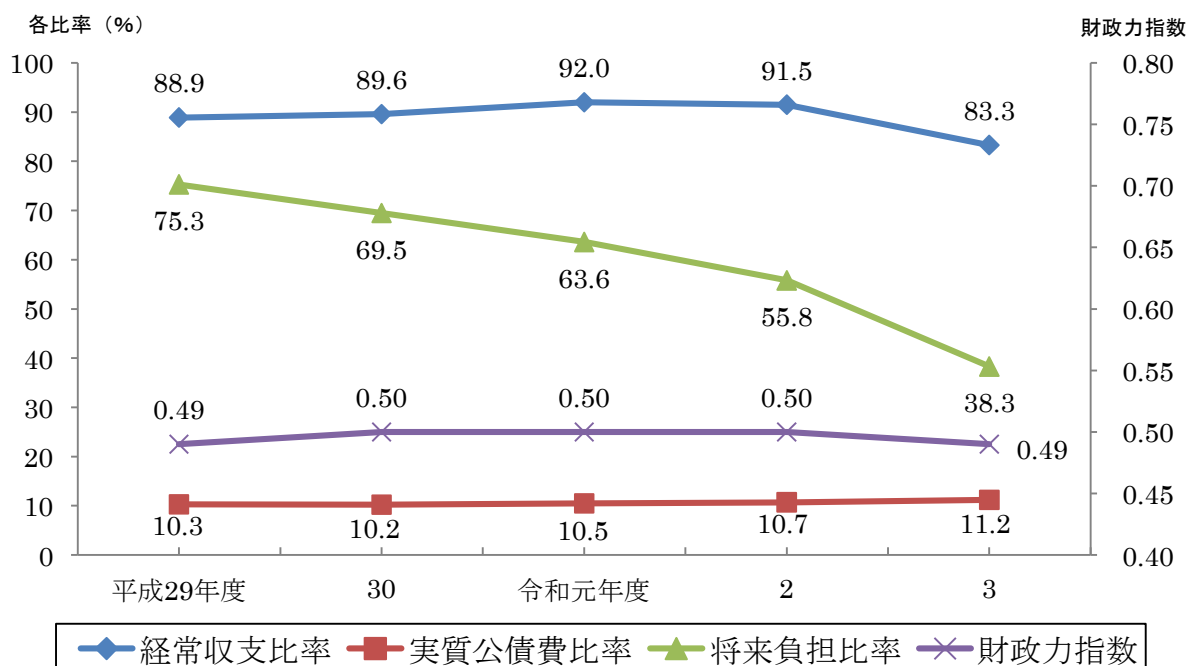
(*11) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。

(*12) 財政力指数

地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額（標準的な状態において見込まれる税収入を示す額）を基準財政需要額（妥当かつ合理的な平均的水準で行政を行う場合に要する財政需要を示す額）で除して得た数値の過去3ヵ年間の平均値。

■ 財政指標



資料：地方財政状況調査

3 市の職員数

本市の職員数の状況を見ると、平成23年度当初の職員数268人から令和3年度当初には236人と32人削減しています。これは、本市の人口減少に伴った推移となっています。

■ 部門別職員数の推移

(人)

部 門		区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	
普通 会計	一般 行政 部門	議 会	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3
		総 務	49	45	44	45	47	45	45	43	46	44	45	
		税 務	17	16	17	17	17	15	15	16	14	14	14	
		農林水産	9	9	8	8	7	8	7	7	8	8	8	
		商 工	7	6	7	4	3	3	3	3	3	3	3	
		土 木	10	12	11	14	15	16	17	17	15	14	13	
		民 生	47	44	44	44	44	42	43	40	38	39	39	
		衛 生	25	26	22	23	22	21	20	19	18	18	18	
		小 計	168	162	157	159	159	154	154	149	146	144	143	
		教育部門	21	21	21	18	17	17	15	15	15	15	15	
	消防部門	55	53	55	55	54	54	55	57	55	58	55		
	小 計	244	236	233	232	230	225	224	221	216	217	213		
公営 企業等	病 院	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	水 道	3	3	3	3	7	7	7	7	6	5	5		
	下 水 道	6	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3		
	そ の 他	13	15	14	15	15	16	14	16	16	16	15		
	小 計	24	23	21	23	26	27	25	26	25	24	23		
合 計		268	259	254	255	256	252	249	247	241	241	236		

※部門・区分は、総務省の地方公共団体定員管理調査による。

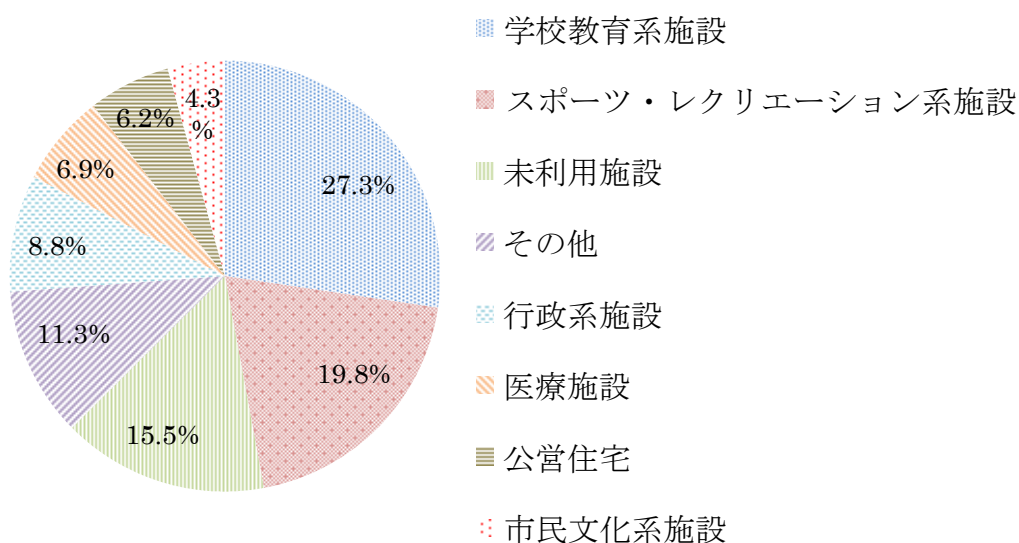
4 市の公共施設

本市が所有する建物施設は、令和4年3月31日現在で、約300施設あり、延床面積は149,583㎡となっています。延床面積の内訳は、学校教育系施設が全体の27.3%と最も多く、次いでスポーツ・レクリエーション系施設、未利用施設となっています。

建物施設の老朽化率(*11)を見ると、75%から100%未満が24.6%、100%以上が19.6%となっており、75%以上が全体の40%以上を占める結果となっています。

■ 用途分類別の延床面積の割合

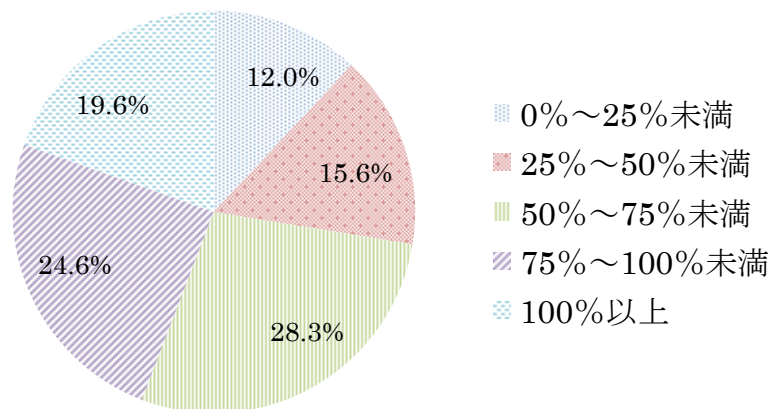
建物面積 149,583㎡



※その他：保健・福祉施設、子育て支援施設、供給処理施設、産業系施設など

資料：上野原市公共施設等総合管理計画

■ 老朽化率の割合



(*13) 老朽化率

建物の法定耐用年数に対して築後の経過年数の割合を表す指標。老朽度が100%に近い、または100%を超えている建物は、利用の限界が近づいていると考えられます。よって、老朽度が低い建物ほど建物評価は高くなります。

資料：上野原市公共施設等総合管理計画

第2章 改革の必要性

1 これまでの取り組み

本市では、平成17年2月の合併後、行財政基盤の強化を図るとともに、高度化・多様化する行政ニーズに的確に対応した創意工夫による行政運営が強く求められたため、「市民とともに実現する行財政基盤の確立」を基本方針とした上野原市行政改革大綱及び実施計画について、第1次を平成19年3月、第2次を平成24年3月、第3次を平成29年3月に策定しました。

第3次大綱では、基本方針を実現するために、3つの基本目標を、また、基本目標を実現するために6つの推進項目を定めました。

また、この大綱と同時に策定した実施計画において、大綱で定めた推進項目をさらに具体化した30の実施項目を定め、改革に取り組みました。

一方で、実施計画における実施項目の多さや目標数値の不明確さ、取組年数が長期期間にわたることなどにより、優先度の設定や実行性に一部課題も残りました。第4次の計画においては、そうした一部課題も踏まえ、策定に取り組む必要があります。

2 更なる改革の必要性

これまでの上野原市行政改革大綱及び実施計画の取組により、基金残高は5年間で1,189百万円増加する一方、地方債残高は19,484百万円から16,663百万円と2,821百万円減少するなど、財政状況については一定の改善傾向が見られます。これは、各種財政指標において、基金の増加と地方債残高の減少による将来負担比率の大幅な減少に加え、実質公債費比率や財政力指数が横ばいで推移していることから伺えます。また、職員数も平成23年度の268人から令和3年度には236人と、32人(11.9%)減少しており、組織のスリム化も一定程度達成しております。

しかしながら、市の一番の課題であります人口減少に関しては、平成22年の27,114人から、平成27年に24,805人、令和2年には22,669人と歯止めがかからない状況であります。また、年少人口や生産年齢人口の減少による高齢化も進んでおり、令和2年の高齢化率は36.7%と市民の3人に1人以上が65歳以上の高齢者となっております。なお、将来人口についても、令和7年から令和27年までの20年間で8,222人(40.7%)減少する予測となっており、今後更なる人口減少が見込まれます。

このため、行財政基盤の確立や行政組織のスリム化・効率化は引き続き取り組むべき課題である一方、少子高齢化による新たな行政課題への対応、老朽化する公共施設の大規模修繕や更新、労働人口の減少による職員や地域の担い手不足など、行政として取り組むべき課題は年々複雑化・高度化しております。これには、従来の視点に加え、社会経済状況の変化に合わせ、人材の確保・育成や自主財源の確保など積極的・投資的な取組も必要となるため、更なる行政改革への取組を進める必要があります。

第3章 行政改革の基本方針等

1 行政改革の基本方針

第2章に記載したとおり、行政として取り組むべき課題は年々複雑化・高度化しており、また、急速に変化する時代に適応していくためには、これまでの効率的・効果的な行政運営や財政の健全化に加え、職員の人材の育成が特に重要であります。人口減少時代を担う職員には、これまでの延長線上で業務に取り組むのではなく、新たな課題に挑戦し、現状を変革することが求められます。

このため、基本方針を「人口減少時代にチャレンジしていく上野原市」とし、取り組んでいきます。

2 行政改革の基本目標と推進項目

【基本目標Ⅰ】人的資源・組織力の強化

多様化する行政ニーズや新たな行政課題に対し、より質の高い行政サービスを提供していくために、効率的な組織の見直しに取り組むとともに、職員一人一人の意識改革と能力・資質の向上を図る取り組みと、組織の中で能力を最大限に発揮できる環境づくりを推進します。

[推進項目①] 人材の育成

[推進項目②] 組織の適正化

【基本目標Ⅱ】効率的・効果的な行政運営

複雑・多様化する行政ニーズに適切かつ迅速に対応していくため、重要性・効率性・効果性を常に意識した中で、事業内容の見直しや新たな事業の推進を図ります。

また、市や地域が抱える諸問題へ対応するため、近隣市町村や市民等と連携協働し、行政の課題解決や市民等の幅広い活躍を可能とするための仕組みを構築します。

[推進項目①] 事務事業の適性化

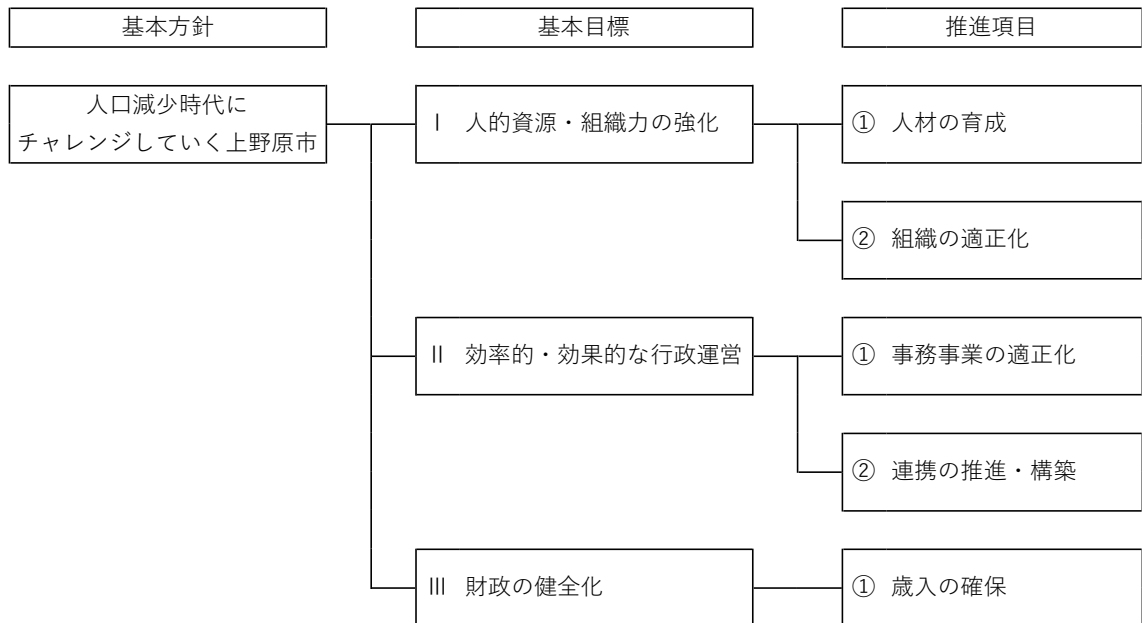
[推進項目②] 連携の推進・構築

【基本目標Ⅲ】財政の健全化

人口減少や少子高齢化により、今後さらに厳しい財政運営が見込まれる中、将来にわたって持続可能な行政サービスを行うため、自主財源の確保を行い、自立的な財政基盤の強化に積極的に取り組みます。

[推進項目①] 歳入の確保

3 行政改革大綱の体系図



第4章 行政改革の推進体制

1 行政改革大綱の位置付け

この行政改革大綱は、本市における今後の行政改革の基本方針及び実施計画の考え方などを示す指針です。

2 実施計画

この行政改革大綱で掲げた目標を確実に実現していくために、具体的な取り組みとその目標を定める実施計画を別に策定し、全庁を挙げて推進します。

実施計画の策定にあたっては、現状分析を十分行ったうえで、抽象的な表現を避け、可能な限り定量的な数値目標を設定するとともに、実施項目については、推進項目を達成する上で、真に効果的な優先度の高い事業を戦略的に設定します。また、目標期限については2年度までを限度とし、必要な検証を行ったうえで、ローリング方式による見直しを行います。

3 推進期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

4 推進体制

この行政改革大綱による行政改革の推進にあたっては、全職員がやる気、使命感及び責任感を持って取り組むと同時に、全庁的な連携のもと、実施計画の進捗状況や成果を検証しながら、進行管理を行います。

進捗状況については、議会や行政改革の審議会である行政改革推進委員会等に定期的に報告するとともに、広報誌やホームページ等を通じて広く市民等に公表し、助言や提言等をいただきながら推進するものとします。また、その助言や提言等は、進行管理に活かしていくこととします。

